

高齢者インフルエンザ 予防接種を実施します

インフルエンザは、ワクチンを接種することによって、かかりにくくなったり、かかって重症になることを防止する効果があるとされています。

市では、高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を次のとおり実施します。

対 象 者 65歳以上の市民で、接種を希望される方
60歳以上65歳未満の市民で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に、日常生活が極度に制限される程度の障害がある方、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

接種期間 10月9日(火)～12月28日(金)

接種回数 1回

自己負担 1,300円(市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料)

申 込 み 下記の市内高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関に直接申し込みください。

接種に必要なもの 予診票、印鑑、健康保険証、老人医療受給者証、老人保健受給者証、生活保護世帯等の証明書、市民税非課税世帯の方は同意書

接種に必要な予診票は、市内の協力医療機関、保健センター、各総合支所健康福祉課に置いています。



市内高齢者インフルエンザ予防接種協力医療機関

医療機関名	電話番号	住 所	医療機関名	電話番号	住 所
公立豊岡病院	22-6111	戸牧1094	ろっぼう診療所	24-7007	今森465-1
公立日高病院	42-1611	日高町岩中81	浅見 医 院	32-2610	城崎町湯島349-1
公立出石病院	52-2555	出石町福住1300	藤 本 医 院	32-3181	城崎町来日128-7
あかまつ小児科	22-0700	九日市下町119	内 山 医 院	47-0010	竹野町竹野344
いがらし医院	29-2766	城南町5-11	賀 嶋 医 院	47-0005	竹野町竹野2510
浮田整形外科医院	29-0017	若松町7-5	森 本 診 療 所	48-0001	竹野町森本513-1
江本内科クリニック	29-0333	江本503	赤 松 医 院	42-0230	日高町江原404
大 井 医 院	24-1001	城南町8-12	尾松内科クリニック	42-0885	日高町上石230-2
小 幡 内 科 医 院	24-2511	中陰376-22	北 見 医 院	42-5300	日高町松岡347-1
金 子 医 院	22-2676	泉町4-11	北 村 内 科	42-3110	日高町日置29
木 下 診 療 所	22-3733	中陰45	谷 垣 医 院	44-0010	日高町伊府660
さくらクリニック	23-8668	弥栄町1-32	つるさこ耳鼻咽喉科	42-5800	日高町土居170-1
しらゆり診療所	24-7201	小田井町17-7	長谷川クリニック	42-3955	日高町国分寺400-13
田中クリニック	29-3100	正法寺631	神 鍋 診 療 所	45-0003	日高町栗栖野60-34
中治内科クリニック	24-1890	京町5-43	玉 岡 医 院	52-2070	出石町町分183
中 島 医 院	24-9500	高屋1054	中 沢 医 院	52-5803	出石町本町66
中 田 医 院	28-2016	瀬戸77-20	平 位 医 院	52-0511	出石町福住383-7
舟木外科胃腸病院	23-2031	泉町7-30	藤 原 医 院	52-2301	出石町松枝105
舟木内科医院	22-3538	京町3-21	由良内科クリニック	52-2006	出石町八木36
モリヤマ診療所	23-5100	桜町11-7	和田内科クリニック	医療機関の希望により掲載いたしません	
やすだ内科クリニック	22-1159	戸牧37-5	合 橋 診 療 所	54-0011	但東町出合76
由 利 医 院	22-2382	大磯町9-53	資 母 診 療 所	56-0303	但東町中山788
吉田クリニック	26-8188	土淵133-1	高 橋 診 療 所	55-0036	但東町久畑126

《問合せ》健康増進課(保健センター) ☎24-1127

平成19年度第6回

インターネット公売のお知らせ

市税などの滞納処分によって差し押さえた財産を、次のとおり公売により売却します。



公売物件 掛軸、陶磁器、スキー用品など40点



▲掛軸



▲スキーウェア



▲ついたて



▲花瓶



▲五月人形

公売方法

インターネットを利用したせり売り

参加申込期間

10月4日(木)午後1時～10月18日(木)午後5時

せり売り期間

10月23日(火)午後1時～10月25日(木)午後2時

代金納付期限

11月1日(木)午後3時

参加申込方法

インターネットからの参加となります。

(10月4日公開予定)

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

hyg_toyooka_city

参加資格

例外を除き、20歳以上の方であればどなたでも参加できますが、公売保証金の納付が必要です。

【下見会】

公売物件(動産)を実際に見ることができる下見会を開催します。落札した物件は、返品することができませんので、事前によく見て参加してください。(参加申込みなどは不要)

日時: 10月13日(土)午前10時～午後3時

場所: 日高農村環境改善センター

その他

次のサイトでも公売に関する情報を提供しています。

・市ホームページ

<http://www.city.toyooka.lg.jp/koubai/top.htm>

・ヤフー株式会社の公売システム

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

《問合せ》税務課収税係(公売担当) ☎23-1118

10月は土地月間 土地取引の届出をお忘れなく!!

■国土利用計画法に基づく届出制度

一定面積以上の土地取引をした場合は、契約を締結した日から起算して2週間以内に、当該土地の所在する市を経由して県知事に届け出なければなりません。

届出が必要な面積

- ・市街化区域 2,000㎡以上
 - ・市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上
 - ・都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上
- 届出をなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則が適用されることがあります。

■土地の先買い制度

公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度とは、県や市などが、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、必要な土地を計画的に取得する制度のことです。

土地を有償譲渡する場合には、土地を譲渡しようとする日の3週間以内に、当該土地の所在する市を

経由して県知事に届け出なければなりません。

届出が必要な面積

- ・都市計画区域内の都市計画施設の区域内等の土地 200㎡以上
 - ・都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地 200㎡以上
 - ・上記以外の都市計画区域内の土地で、市街化区域および市街化調整区域以外の土地 10,000㎡以上
- 届出をなかったり、虚偽の届出をした場合、罰則が適用されることがあります。

また、地方公共団体等に対して、土地の買取りを希望される場合には、「申出」することができます。

申出ができる面積

- ・都市計画区域内の土地 200㎡以上
- ・都市計画区域外の都市計画施設の区域内の土地 200㎡以上

《問合せ》兵庫県都市政策課 ☎078-341-7711

または都市整備課都市管理係

